

○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会の定例回数条例

( 昭和43年3月2日  
条例第5号 )

改正 昭和47年 3月 1日 条例第1号

昭和49年 2月15日 条例第1号

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の議会の定例回数は、毎年1回とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和49年2月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。